

22年度「東海プラ協」現地研修会の概要（平成23年3月17日）

1. 日 時 3月17日（木） 13:30～16:30
2. 場 所 三重水産会館研修室（三重県津市）
3. 内 容
 - （1）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）の一部改正について
（環境省中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 岩田浩幸氏）
 - （2）「農業用使用済みプラスチックから再生マルチシートへの取組」
（エコニス（株）代表取締役 川崎忠司氏）
 - （3）事例研究：「ロットが少ない」JA間における連携した回収事例
（JA愛知経済連園芸資材課 伊藤慶三氏）
 - （4）情報提供：「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」等の概要
（東海農政局等）
 - （5）意見交換：「適正な農業用使用済みプラスチック処理に向けて」（進行：竹谷会長）

（以下敬称略）

○挨拶

主催者を代表して東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会の竹谷会長から、続いて開催県を代表して三重県農水商工部芝田農産物安全室長から挨拶がありました。内容は以下のとおりです。

（竹谷会長）

- ・21年度の東海ブロック地域の活動状況を見ていると足踏み状態である。
- ・かつて再生処理率が低かった北海道は7割まで、佐賀県は、排出量の9割までリサイクルが進み、まだまだ東海ブロックにおいても改善の余地がある。
- ・本日の「廃掃法の一部改正の概要」とエコニス（株）さんの再生マルチ製品の原料確保の状況等の説明を踏まえ、更なる適正処理、再生処理の向上に向けて見識を広めて欲しい。

（三重県 農産物安全室長）

- ・三重県は個々の排出される量も少なく、地域も広いため収集しにくい地理条件であるが、平成12年に方針を定め適正指導に努めているので、本日の研修会では、いろいろご鞭撻願いたい。



竹谷会長の挨拶



三重県芝田農産物安全室長の挨拶

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）の一部改正について

平成23年4月1日付けで法の一部改正法が施行される予定であり、中部地方環境事務所岩田廃棄物対策等調査官から農業用使用済みプラスチック処理に照らして以下の項目を中心に改正のポイントの解説が行われました。

①我が国における廃棄物政策の変遷

- ・一般廃棄物に比べ産業廃棄物は、均一化しているため再生利用率は高いが、一般廃棄物

は減少傾向にあるが産業廃棄物はほぼ横ばいの量で推移している。

- ・一般廃棄物、産業廃棄物共に最終処理場は逼迫している。
- ・今回の法改正は、廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化にある。

②適正な処理を確保するための対策の強化

- ・マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならないこととする。
- ・処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならないこととする。
- ・処理業者は、処理を適正に行うことが困難となる事由が生じたときは、その旨を委託者に通知しなければならないこととする。
- ・排出事業者が廃棄物処理業者の処理状況について確認するよう努力すること
- ・廃棄物処理業者は廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表を義務化すること

③焼却時の熱利用の促進

- ・熱回収の機能を有する廃棄物処理施設を設置して焼却時に熱回収を行う場合は、都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設し、排出事業者にアピールすることで熱利用の促進を図る。

④産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化（政令改正）

- ・全国で収集運搬業を行う場合、従来109の政令都市の許可を受けなければならなかったが、原則として47都道府県知事の許可を受ければよいこととなった。

Q. バーゼル法違反で廃棄物を海外に輸出しようとした業者に無償で提供した排出事業者は、責任を問われるのか。

A. 廃棄物なら廃棄物処理法に基づき、国内で処理するのが原則であり、基本的には海外へ輸出できない。無料で引き取り有料で出された場合は、責任を問えない可能性が高いが、泥汚れが酷いなど悪質な場合は、責任を問うことも検討しなくてはならない。

Q. 生産者の高齢化、広域地域での回収のため指定された回収場所まで、廃棄物を持って行くのが困難な場合、回収に当たるJAの職員等はどうか。

A. 事情はわかるが産業廃棄物の収集運搬は、業許可が必要。JAさんであれば許可取得はそう難しくないとと思われるので、県の担当部局に相談していただきたい。

○「農業用使用済みプラスチックから再生マルチシートへの取組」

エコニス（株）の川崎取締役から当社が扱っている農業用使用済みプラスチックを活用したリサイクルマルチシート「商品名：エコマルチ」の導入経緯と再生処理について、パンフレット、DVDを活用して概要が紹介されました。概要は以下のとおりです。

①会社の設立経過

当社は、滋賀県野洲市内で産業廃棄物業を営む黒田商会のプラスチック再生処理部門から分離して設立され、長崎県の農業法人との技術提携を契機に再生マルチシートの開発・販売を手がけることとなった。

②受け入れ素材と工場の操業状況

再生処理プラントは、使用済みフィルム、肥料袋、育苗箱等農業用廃材の再生がメインであるが、PET樹脂等その他のポリエチレンプラスチックの処理も行っている。リーマンショック以降の工場運営は厳しいものがある。

各地域のJAから収集運搬業者、中間処理業者が集めた使用済みプラスチックは黒田商会経由で、再生可能な素材のみを受け入れている。以前は受け入れ不可なものが見られたが、最近ではJA段階で良く分別されている。



中部地方環境事務所の岩田調査官

③今後の展開

現時点で、主に静岡県、長野県、愛知県から数百トン単位で引き受けており、福井県、京都府、滋賀県、九州の一部や兵庫県、和歌山県、三重県からも引き受けている。再生処理の受け入れの拡大についてはまだまだ余力があるので、任せて欲しい。

また、今後、農業用再生商品の種類も拡大していくので、行政や協議会等におかれては、製品の普及について後押しをお願いしたい。



使用済み農ポリから再生されたゴミ袋



エコニス（株）の川崎取締役

Q. 最近普及している多層フィルムを持ち込んでも再生可能か。

A. 可能である。但しエコニスで製造される製品は、単層フィルム。

Q. 差し支えなければ、再生農ポリの価格をお聞きしたい？

A. 95cm幅、200mで1500円前後。地域で多少値段にバラツキがあるが、販売はオープン価格にしている。

○事例研究：「ロットが少ない」JA間における連携した回収事例」

JA愛知経済連園芸資材課伊藤課長補佐から、隣接するJAの回収場所との連携により農ビ・農ポリを区分せず埋め立て処理していたものを再生処理することが可能となった事例の紹介が行われました。その概要は以下のとおりです。

- ・愛知東農協北設営農センターでは、近隣のひまわり農協と連携して農ビ・農ポリ・農プラ類の回収に当たること、収集運搬業者を含む関係者間との合意がなされ、ひまわり農協の回収に併せ混載して運搬することで調整を行った。
- ・そのため、事前のビラ配付や目揃え会を開催するなど種類別分別の周知徹底を図ったことやロットが小さいため収集日はひまわり農協と同一日として、荷台をブルーシートで仕切り、中間処理施設に搬入する方式に改めた。
- ・その結果、愛知東農協北設営農センターの再生処理率は0%から80%まで向上した。



愛知経済連 伊藤課長補佐



北設営農センターに分別回収された使用済プラスチック（左から農ポリフィルム、農ビフィルム、農プラ類）

○情報提供：「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」等の概要

隔年で行われている標記調査について、東海農政局担当官から東海各県の調査結果の概要について報告がありました。

なお、今回調査は、平成20年度から排出事業者は都道府県知事等に対し、「4月1日～翌年3月30日」の期間で廃棄物処理状況（マニフェストの発行状況）の報告が義務づけられたことから、当該調査も同じ期間で実施されたものです。併せて各県担当者からも県下における回収処理状況について補足説明がありました。その概要は以下のとおりです。

(年間排出量について)

東海地域の農業用使用済みプラスチックの年間排出量は、年々減少傾向にあるが、前回調査からは大きく変わっていない。

種類別に見ると、10年前は塩化ビニルフィルムが大半を占めていたが、近年は半分程度となっており、三重県を除き、ポリエチレンフィルム、その他プラスチックフィルムの割合が増加してきている。

(年間処理量について)

東海地域の農業用使用済みプラスチックの処理については、10年前には再生処理及び埋め立て処理がそれぞれ4割程度と同等であったが、近年は埋め立て処理が2割まで減少し、再生処理が6割程度に増加してきている。

再生処理の割合を県別に見ると、岐阜県は4割台で先回と大きく変わらないものの焼却処理が増加している。愛知県は3県で最も再生処理割合が高く、19年の65%からH21年は80%に達している。三重県は19年の62%から、21年では23%へ大きく減少した。処理方法について十分に把握できなかったものがあり、処理方法の不明な部分が「その他」として計上されてしまっている影響がある。

(岐阜県)

岐阜地域、西濃地域、飛騨地域の3地区でそれぞれ組織的な回収処理が行われており、岐阜地域では再生、西濃地域では埋め立て、飛騨地域では分別せずに再生処理している。処理料金もまちまち。従前からの取り組みが定着しており、再生処理にむけた新たな取り組む気運が高まらない。地元プラスチックメーカーによれば、再生製品の利用率向上が分別回収率アップの鍵になるとのことであった。

(愛知県)

知多、東三河、西三河で再生率がアップしている。処理料金もまちまちで、補助のある自治体もあるが、補助率、補助内容もまちまちである。

(三重県)

三重県は他県に比べて塩化ビニールの排出割合が高い。

再生割合が他県に比べて低いのは、その他に破碎処理が含まれているため。破碎処理された物はほとんどが再生処理に回っており、確認されれば再生割合が上がってくると思われる。

今後は、分別収集を徹底させて再生処理率を上げていきたい。

○意見交換：「適正な農業用使用済みプラスチック処理に向けて」

冒頭、竹谷会長から今回の廃掃法の改正への対応と併せ、検討すべき項目について提言があり、その後、意見交換が行われました。概要は以下のとおりです。

1) 法令の改正

昨年度の改正のポイントは、産廃処理状況の確認、処理業者の情報開示が義務化されたこと。

2) 排出事業者の責任と農業団体の役割

排出から処理までの一体的管理の責任を自覚した上で、農業者に排出してもらう。

3) 国、都道府県及び市町村協議会の役割

国（農水省、環境省）の全国組織としての役割、農業団体の農業者組織としての役割、現場に近い都道府県及び市町村協議会の役割について自覚して活動してもらう必要がある。

4) メーカーや販売業者、処理業者などの役割と連携

民間業者も廃棄物のリサイクルに向けてそれぞれの立場から、貢献しなくてはならない。

岐阜県：愛知東農協の場合、回収ルートの変更等で、農協、排出者の負担額は増加したか。

経済連：実施する前に根回しを行ったので、ひまわり農協、豊橋市農協と同じ負担割合となっており、特に負担増はない。

農政局：愛知県において、地域によっては業者からも処理負担をいただくようになった経緯を聞かせて欲しい。

経済連：田原市の場合、廃棄物は全て農協の販売ではない。販売代理店を持っている業者さんの廃棄物も回収しているので、負担をいただくようにしている。

竹谷：三重県の破碎処理とは具体的にはどのような処理方法か。廃掃法上の処理形態として破碎の定義があるのか？

岩田：中間処理業者によって廃棄物を細かく処理することを破碎処理という。この処理されたものは、セメント原料や熱回収等の再生処理に回るものと思われる。

竹谷：破碎については、農水省の調査の再生処理のサーマルリサイクル処理との整合を取ることが必要と思われる。一方で、エコニスさんの再生処理の取り組みが、炭酸ガス排出取引のクレジットを活用し、引いては、農家側の取り組みとして支援に繋がれば幸いかと考える。

(以上)